

第 1 1 回

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町
合併協議会

会 議 録

平成 1 5 年 5 月 2 8 日開催

第11回 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

- ・日 時 平成15年5月28日(水)午後1時30分から午後3時25分
- ・場 所 弥栄町公民館
- ・出席委員 (47人)
 - 1号委員 濱岡六右衛門会長、吉岡光義副会長、増田桂一委員、吉岡秀男委員、中江宏樹委員、有田光亨委員、上田博之委員、本城克一委員、梅田耕之助委員、大下道之委員、行待実委員、辻征一郎委員
 - 2号委員 平井涉委員、小森潔委員、荒田寛康委員、久江晶夫委員、田茂井誠司郎委員、清水勇委員、植垣齋紀委員、森行雄委員、石河良一郎委員、三崎政直委員、末次祥孝委員、奥野重治委員、浅田武夫委員、瀬川善磨委員、吉岡豊和委員、大下倉禎介委員、田中一委員、小谷毅委員
 - 3号委員 太田俊輝委員、中山力委員、櫛田恵里子委員、石河武委員、荒田ケイ委員、沖田康彦委員、阿部智子委員、梅田和男委員、下田喜六委員、佐々木正二郎委員、戸石育代委員、植野真知子委員、行待佳平委員、奥田圭介委員、美王恵次郎委員、川畔明美委員、加瀬康夫委員
- ・欠席委員 (3人)
 - 養父秀是委員、梅田直一委員、中井幹晴委員、
- ・次 第
 - 1 開会宣言
 - 2 議 事
 - (1) 報告事項
 - ・報告第1号 合併協議会委員の変更等について
 - (2) 協議事項
 - ・協議第1号 5 財産及び債務の取扱いに関する事
 - ・協議第2号 19-1 自治会、行政連絡機構の取扱い
 - ・協議第3号 21-2 交通安全の取扱い
 - ・協議第4号 21-7 マイクロバスの取扱い
 - ・協議第5号 21-10 開発・景観保全の取扱い
 - ・協議第6号 21-13 町営バス事業の取扱い
 - ・協議第7号 21-14 地域活性化助成事業の取扱い
 - ・協議第8号 21-15 指定金融機関の取扱い
 - ・協議第9号 21-17 財政事務の取扱い
 - ・協議第10号 19-11 国民健康保険の取扱い
 - ・協議第11号 19-15 保健衛生の取扱い
 - ・協議第12号 19-16 各種社会福祉事業等の取扱い
 - ・協議第13号 19-18 病院、診療所の取扱い
 - ・協議第14号 19-24 建設関係事業の取扱い
 - ・協議第15号 19-25 公営住宅の取扱い
 - (3) その他
 - ・第10回合併協議会の会議録について
 - ・第12回協議会の日程及び議題(案)について
 - 日 程 (日 時)平成15年6月25日(水)午後1時30分から
 - (場 所)久美浜町 JA京都丹後久美浜支店
 - 議 題(案) ・主な協議事項
- 3 閉 会

傍聴者5人

濱岡会長

定刻になりましたので、只今から、第11回峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会を開催いたします。

濱岡会長

それでは、早速、議事に入りたいと思います。本日の会議につきましては、協議会委員50名中47名の御出席を頂いており、協議会規約第10条第1項の規定によります「在任委員の過半数」を超えておりますので、本日の会議が成立していることを御報告させていただきます。

それでは、会議を進めさせていただきます。本日は、前回に引き続きまして、各小委員会で確認の終えた15項目の協議をお願いしたいと存じますので、よろしくお願い致します。

濱岡会長

それでは、次第に従いまして、進めさせていただきます。報告事項といたしまして、「報告第1号 合併協議会委員の変更等について」ということで、事務局から説明願います。

事務局

それでは、「報告第1号 合併協議会委員の変更等について」事務局から報告させていただきます。次第の次の「報告第1号」として、ホッチキス止めした資料を御覧下さい。まず1番目の「委員の変更」でございますが、去る4月27日に執行されました大宮町、丹後町及び弥栄町の町議会選挙等に伴い、当協議会の委員5名に変更がございましたので、御紹介させていただきます。

まず、この度大宮町議会の新たな議長に就任され、2号委員として参加していただくことになりました、荒田寛康委員さんでございます。

大宮町 荒田寛康委員

荒田です。どうぞ宜しくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。続きまして、丹後町議会の新たな議長に就任され、2号委員として参加していただくことになりました、小森潔委員さんでございます。

丹後町 小森潔委員

小森でございます。どうぞ宜しくお願いします。

事務局

ありがとうございました。続きまして、弥栄町議会の新たな議長に就任され、2号委員として参加していただくことになりました、久江晶夫委員さんでございます。

弥栄町 久江晶夫委員

久江晶夫でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。続きまして、弥栄町議会の合併に係る特別委員会の委員長に就任され、2号委員として参加していただくことになりました、吉岡豊和委員さんでございます。

弥栄町 吉岡豊和委員

吉岡です。どうぞ宜しくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。最後に、弥栄町議会の選出として、2号委員として参加していただくことになりました、大下倉禎介委員さんでございます。

弥栄町 大下倉禎介委員

弥栄町の大下倉です。どうぞ宜しくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。続きまして、「各小委員会の委員長、副委員長の変更について」でございます。まず、総務・企画・議会小委員会の委員長に就任されました、平井渉委員さんでございます。

峰山町 平井渉委員

この度、総務・企画・議会小委員会の委員長を仰せつかりました平井渉でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

事務局

同じく副委員長に就任されました、小森潔委員さんでございます。

丹後町 小森潔委員

副委員長を仰せつかりました小森でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

事務局

次に、住民・福祉・教育小委員会の委員長に就任されました、荒田寛康委員さんでございます。

大宮町 荒田寛康委員

住民・福祉・教育小委員会の委員長を仰せつかりました荒田です。どうぞ宜しくお願いいたします。

事務局

同じく副委員長に就任されました、久江晶夫委員さんでございます。

弥栄町 久江晶夫委員

副委員長に就任いたしました久江でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。次のページに参りまして、「委員の所属小委員会の変更等」でございますが、資料に記載させていただいておりでございますのでよろしくお願い致します。なお、次のページに現在の委員名簿を付けておりますので、よろしくお願い致します。以上でございます。

濱岡会長

報告第1号については、以上のとおりでございますので、よろしくお願い致します。

濱岡会長

それでは、次に、「協議第1号 項目番号5 財産及び債務の取扱いに関する事」についてを議題としたいと存じます。所管の総務・企画・議会小委員会の平井委員長から報告をお願いします。

総務・企画・議会小委員会 平井渉委員長

総務・企画・議会小委員会委員長の平井でございます。「協議第1号 財産及び債務の取扱いに関する事」についての、小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、本年2月20日の第14回小委員会及び先週5月20日の第17回小委員会で、それぞれ協議の上、確認されたものであります。項目が多岐にわたりますので、概要の説明とさせていただきます。

まず、左端の番号1～7は、「財産」についてであります。番号1及び2であります。町が所有する土地、建物については、公用又は公共用に使用している「行政財産」とそれ以外の「普通財産」に分かれますが、いずれも、「全て新市に継承する。」としております。

番号の3の「基金」であります。まず、年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられている「財政調整基金」及び地方債の償還のために設けられている「減債基金」は、「そのまま新市に継承する」としております。

次に、特定目的のために各町で積み立てられている基金については、「統合整理を行い、新市において必要な基金を創設する」とし、合併時に創設する基金につきましては、資料に記載している7つの基金とするとの調整結果でございます。

次に、「特別会計の基金」及び「一部事務組合の基金」については、「そのまま新市に継承する」とし、一部事務組合の各基金の継承先は、資料に記載のとおりであります。

番号4の「出資金」、番号5の「出捐金」、番号6の「貸付金」であります。いずれも、「現行のまま、新市に継承し、6町分を併せて新市のものとする」とこといたしました。

次に番号7の「その他財産」でございます。まず、峰山町と久美浜町にあります「財産区」については、「現行のまま新市に継承する」とし、各町にあります「覚書土地」については、「現行のまま新市に継承する」とし、「覚書が出来ていない財産については、合併までに覚書を行う」とこといたしました。

次に番号8～10は、「債務」であります。「借入金」、「債務負担行為」、「土地開発公社所有地」それぞれ一部事務組合の分も含め、「現行のまま新市へ継承する」としてしております。以上、全ての項目につきまして協議の上、確認したものでございます。

以上で、協議第1号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第1号につきまして、御意見がありましたら、お願い致します。

濱岡会長

ございませんか。

濱岡会長

ないようでございますので、それでは、「協議第1号 財産及び債務の取扱いに関する事」については、確認していただけますでしょうか。

<異議なし>

濱岡会長

それでは、協議第1号については、確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。「協議第2号 項目番号の19の1 自治会、行政連絡機構の取扱い」についてを議題とし、所管の総務・企画・議会小委員会の委員長から報告をお願い致します。

総務・企画・議会小委員会 平井渉委員長

「協議第2号 自治会、行政連絡機構の取扱い」についての、小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、先週5月20日の第17回小委員会で、協議の上、確認されたものであります。

まず、「区、自治会等」の「行政連絡機構」であります。現在の6町の区、自治会は、住民の方々に最も身近な共同組織として主体的に運営されておりますが、それぞれの組織、規模、財政や行政の関わりも様々であります。従いまして、合併により現在の区や自治会を強制的に変更してしまうことは住民の皆さんに大きな混乱を与えることにもなるため、「現行のまま、新市に移行する」とし、その上で、地域の特徴や個性を活かしながらコミュニティ活動の振興を図っていくことが必要であると考え、まして、「単位行政区の組織は現行のとおりとし、地域コミュニティの維持・強化を図るとともに、併せて新市の一体性を確保するため、新市発足時に新たな連合組織を設置する。」といたしました。新たな連合組織は、現在6町の区長連絡組織をさらにまとめて、新市との連絡調整及び、旧町の区長協議会などとの連絡調整を行う組織として、その役割を果たしていただくことを期待いたしております。

また、行政から「区への依頼事務などの行政効率を高めるため、地域性を考慮しながら連合区等一定の条件で統合できるかどうかの検討を新市において行う」としてありますが、これも、新市と新たな連合組織の間で一定の議論をする中で検討していくこととなります。

次に番号2の「区への依頼事務」でございますが、調整結果に記載しておりますとおり、「市からの配布文書等は、期日を定めて配布し、区を通じて各家庭に配布するなど、新市における区への依頼事務についてはその整理・統合を含めて検討する」ということといたしました。

小委員会では、新市になった場合の区の組織、事務内容や行政からの依頼事務がど

うなるのか、具体性がなく分かりにくいといった御質問、御意見がありました。現在各町にあります自治会や連合組織は、そのまま新市に引き継ぎ、混乱が生じないようにすること、区への依頼事務等についても、これまで以上に負担を生じることのないように検討していく予定であるとの事務方の説明を受けまして、いろいろと御意見が出ましたので、慎重に協議をいたしまして確認をしたものでございます。

以上簡単ではありますが、協議第2号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第2号につきまして、御意見がありましたら、お願い致します。

濱岡会長

ございませんか。

濱岡会長

ないようでございますので、それでは「協議第2号 自治会、行政連絡機構の取扱い」については、確認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

それでは、協議第2号については、確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。「協議第3号 項目番号の「21の2」交通安全の取扱い」について、を議題といたします。最初に、所管の総務・企画・議会小委員会の委員長から、報告をお願い致します。

総務・企画・議会小委員会 平井渉委員長

「協議第3号 交通安全の取扱い」についての、小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、本年2月20日の第14回小委員会で、協議の上確認されたものであります。「交通安全」につきましては、住民の方々の生活にとって非常に身近な問題であり、警察とともに行政も一体となって取組みに力を入れているところであります。

まず、「交通安全指導員」であります。人員、任期などの体制や活動内容は様々でございます。新市になりましても、交通安全の確保の必要性に変わりはないことから、調整結果としましては、「一元化に調整の上、新市に移行する」といたしました。

次に、「放置自転車の対策」でございます。現在、3町で、ほぼ同様の事務を行っております。引き続き、新市におきましても対策を講じていく必要があると判断いたしまして、調整結果としましては、「峰山町の例により、新市に引継ぐ」といたしました。なお、峰山町の例と申しますのは、年1回放置自転車を調査し、警察署に所有者の照会を行い、所有者が判明したものについては撤去依頼を行っております。所有者が判明しないものにつきましては、1～2ヶ月の一定期間、町の広報誌等に掲載し、警察署に拾得物として届出を行い、なお引取りのないものについては、6ヶ月

後に処分をしております。

最後、「放置自動車対策」であります。これにつきましては、現在峰山町のみで「自動車放置防止条例」という条例を制定され、所有者への撤去命令、処分等を行っております。これにつきましても、調整結果のとおり、「峰山町の条例をもとに調整し、新市においてすみやかに施行する」ことといたしました。

以上簡単ではありますが、協議第3号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第3号につきまして、御意見がありましたら、お願い致します。

丹後町 瀬川善磨委員

交通安全指導員の関連ですが、現在各町では何人くらいの指導員がおられるのでしょうか。

総務部会 池田部会長

総務部会の部会長をしています池田と申します。現在、交通安全指導員につきましては、久美浜町には制度がございませんが、あとの5町については制度を設けて行っております。その内4町が非常勤特別職としてお世話になっており、大宮町だけが交通安全対策協議会の方での活動という形になっております。これらを合計しますと、現在62名にお世話になっております。なお欠員が2名ございます。これらがすべて満たされるとしますなら、64名の体制でお世話になっているというところでございます。

濱岡会長

よろしいですか。他にございませんか。

濱岡会長

ないようでございますので、それでは、「協議第3号 交通安全の取扱い」については、確認していただけますでしょうか。

<異議なし>

濱岡会長

それでは、協議第3号については、確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。「協議第4号 項目番号の21の7 マイクロバスの取扱い」についてを議題とし、所管の総務・企画・議会小委員会委員長から報告をお願いします。

総務・企画・議会小委員会 平井渉委員

「協議第4号 マイクロバスの取扱い」についての、小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、先週5月20日の第17回小委員会で、協議の上、確認されたものであります。

現在、各町ともマイクロバスを保有しており、6町合計で12台がございます。しか

しながら、使用の目的、範囲とともに管理方法等、各町によって様々な状況となっております。従いまして、新市におきましては、基本的には利用基準を統一して利用を図り、管理についても一元管理をする必要があると判断いたしまして、調整結果のとおりに、「新市におけるマイクロバスの利用にあたっては、峰山町の利用基準を新市の基準として統一する」といたしました。

町のマイクロバスは、申すまでもなく営業用ではなく自家用自動車でございます。道路運送法第 80 条に、「自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。」という規定がございます。この法令の解釈によりますと、貸出しは出来ないということとなり、市が自らの事業のためにマイクロバスを使うということが前提でなければ、マイクロバスを利用できないということでございます。従いまして、法律の枠内で厳格に運用していくことが陸運局などからも求められており、特に、6 町管内には民間事業者の方々も存在するわけでございまして、この点も十分配慮した扱いとしなければならぬところでございます。加えて、万一事故が発生した場合の賠償問題等におきましても、市として万全な対応が出来得るようにしておく必要がございますので、これらの点を総合的に検討いたしまして、峰山町の基準が最も相応しいと判断したものであります。

小委員会では、現在の利用回数や所要経費はどうか、公共的団体の利用についてのご質問や、法律等の制限がある以上やむを得ないが、住民の方に事前に充分広報すべき等についての御意見があり、いろいろと協議をいたしましたが、最終的に調整結果のとおりに確認したものでございます。

以上簡単ではありますが、協議第 4 号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第 4 号につきまして御意見がありましたら、お願い致します。

濱岡会長

ございませんか。

濱岡会長

ないようでございますので、それでは「協議第 4 号 マイクロバスの取扱い」については、確認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

それでは、協議第 4 号については、確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。「協議第 5 号 項目番号の 21 の 10、開発・景観保全の取扱い」についてを議題とし、所管の総務・企画・議会小委員会の委員長から、報告をお願いします。

総務・企画・議会小委員会 平井渉委員

「協議第5号 開発・景観保全の取扱い」についての、小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、本年2月20日の第14回小委員会で協議の上確認されたものであります。

まず番号1の「計画」でございますが、国土利用計画法におきましては、市町村は国土の利用に関し必要な事項について計画を定めることが出来るとされており、新市におきましては、調整結果のとおり「新市に移行後、新市の開発事業等に関する指導要件及び都市計画との整合性を計りつつ、新市において検討すること」といたしました。

次に番号2の「規制要件」でございますが、これは土地の開発行為に係る町の規制等のことであり、現在、弥栄町を除く5町で、条例や要綱を制定され運用されております。しかしながら、その指導基準である面積要件に違いがあります他、土地の開発指導のみ定めているところと環境保全、景観保全についても定めているところがあるなど、各町様々でございます。

新市におきましては、この地域の恵まれた自然環境を今後ともより一層大切にしていけることが、大変重要なことであります。従いまして、調整結果といたしましては、「開発事業に関する指導については、大宮町の美しいまちづくり条例を基本に新市としての条例整備を行い、合併時より施行し、開発事業等の適正化を図るものとする。」とし、「環境保全等に関して定めた大宮町の美しいまちづくり条例及び久美浜町のきれいなまちづくり条例の部分については、新市の環境基本条例に統合することとし、久美浜町の条例に定められた「住民協定景観形成区域」を基本に、新市の景観条例を制定し、合併時より施行する」ということを確認いたしました。

以上簡単ではありますが、協議第5号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第5号につきまして、御意見がありましたら、お願い致します。

濱岡会長

ございませんか。

濱岡会長

ないようでございますので、それでは「協議第5号 開発・景観保全の取扱い」については、確認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

それでは、協議第5号については、確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。「協議第6号 項目番号の21の13 町営バス事業の取扱い」についてを議題といたします。所管の総務・企画・議会小委員会の委員長から報告をお願いいたします。

総務・企画・議会小委員会 平井渉委員

「協議第6号 町営バス事業の取扱い」についての、小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、先週5月20日の第17回小委員会で、協議の上確認されたものであります。

町営バスにつきましては、地域の住民の方の生活路線として、現在弥栄町で須川線と等楽寺線の2路線が、久美浜町で川上線と佐濃北線の2路線が運行されておりますが、それぞれ運営方法、料金体系等は異なっております。

新市におきまして、この2町で実施されている町営バス事業をどのように行うかということでございますが、現在それぞれの路線で住民の方々の貴重な交通手段として、利用されている状況を考慮いたしまして、調整結果のとおり、「現行のまま新市に継承する」といたしました。その理由といたしまして、バス事業者は改正された道路運送法により、従来の免許制から許可制へと事業参入の規制緩和が図れましたが、一方、いつでも事業から撤退できるようになっており、不採算路線の切捨てについては従来よりも容易となっている状況になってきておりまして、その点からも民間の採算ベースに乗り難い現在のバス路線は、引き続き存続していく必要があるとの考えに基づきまして調整させていただきました。

なお、専門部会からは、今後コミュニティバスとしての新市の市域全体への運行を検討する際に、路線及び料金の見直しも含め、併せて京都府の補助制度も十分考慮し、検討する予定であるとの説明を受けておりますので、申し添えます。

以上簡単ではありますが、協議第6号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第6号につきまして、御意見がありましたら、お願い致します。

濱岡会長

ございませんか。

濱岡会長

ないようでございますので、それでは「協議第6号 町営バス事業の取扱い」については、確認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

それでは、協議第6号については、確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。協議第7号 項目番号の21の14 地域活性化助成事業の取扱い」について、を議題といたします。所管の総務・企画・議会小委員会の委員長から、報告をお願い致します。

総務・企画・議会小委員会 平井渉委員長

「協議第7号 地域活性化助成事業の取扱い」についての、小委員会での協議経過

を報告させていただきます。本項目につきましては、本年2月5日の第13回小委員会で、協議の上確認されたものであります。

地域活性化助成事業につきましては、地域のまちづくり、文化の継承、地域資源の発掘等の取組みを行っている地元のグループ、団体等に対する支援を行っている事業で、6町全てで行われておりますが、各町それぞれ独自の助成内容となっております。

新市におきましても、こうした地域の自主的、独創的なまちづくりグループに対して、行政として積極的に支援していく必要があると判断いたしまして、調整結果といたしましては、「地域、コミュニティ活性化支援を目的としたし単独の補助事業は、合併時までに各町の補助制度を一元化調整し、新市において適用する。」といたしました。

以上簡単ではありますが、協議第7号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第7号につきまして、御意見がありましたら、お願い致します。

網野町 奥野委員

「各町の補助制度を一元化調整し」というのは、どんな手法でやられるつもりなのか。合併の議案が提出され可決された後、9月以降にその作業をされるものであろうと思うわけですが、このあたりどのような調整をされるのか。また条例等を各6町同じものにしていくということも一つ手法にあるかと思ったりしておりますけれども、お尋ねしたいと思います。

企画財政部会 堂田部会長

まず、それぞれの町におきまして、補助金の上限額、補助率といったものがそれぞれまちまちでございますので、金額の統一ということを考えなければいけませんし、当然ながら要綱を統一したものにしていきたいというように考えておりますので、これは、合併ということの決定がされれば、比較的調整は付くのではないかと考えております。以上でございます。

網野町 奥野委員

その枠ですけれども、条例ではなしに諸規則で設けられていれば変更できると思うんですが、それはどういう手法で統一されるつもりですか。

企画財政部会 堂田部会長

要綱を考えております。

濱岡会長

よろしいですか。他にございませんか。

濱岡会長

ないようでございますので、それでは「協議第7号 地域活性化助成事業の取扱い」については、確認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

それでは、協議第7号については、確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。「協議第8号、項目番号の21の15 指定金融機関の取扱い」についてを議題といたします。所管の総務・企画・議会小委員会の委員長から報告をお願い致します。

総務・企画・議会小委員会 平井渉委員長

「協議第8号 指定金融機関の取扱い」についての、小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、先週5月20日の第17回小委員会で、協議の上確認されたものであります。

指定金融機関につきましては、地方自治法に定められた地方公共団体が公金の収納又は支払いの事務を取り扱わせるために置く金融機関のことでございまして、その指定には議会の議決が必要であり、かつ、一つの地方公共団体において、指定金融機関は一つでなければならないとされております。現在、6町とも同一の金融機関を指定されておりますので、「現行のまま、新市に継承する」といたしました。

以上簡単ではありますが、協議第8号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第8号につきまして、御意見がありましたらお願い致します。

濱岡会長

ございませんか。

濱岡会長

ないようでございますので、それでは「協議第8号 指定金融機関の取扱い」については、確認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

それでは、協議第8号については、確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。協議第9号 項目番号の21の17 財政事務の取扱い」についてを議題といたします。所管の総務・企画・議会小委員会の委員長から報告をお願い致します。

総務・企画・議会小委員会 平井渉委員長

「協議第9号 財政事務の取扱い」についての、小委員会での協議経過を報告させ

ていただきます。本項目につきましては、昨年8月12日の第5回小委員会で、協議の上、確認されたものであります。

まず番号1の「一般会計以外の会計」、つまり特別会計及び企業会計でございますが、各町とも共通して設置しております国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計のほかに各町がそれぞれ必要な事業等に関する特別会計、企業会計を設置されております。合併後はこれらを統一する必要がありますので、調整結果といたしましては、「法令に準拠し、特別会計、企業会計を設置する」とこといたしました。

次に番号2の「財政状況の公表」であります。現在6町とも歳入歳出予算の状況については公表されておりますが、公表時期、公表の方法及び内容に相違があります。合併後は、これらを統一する必要がありますので、調整結果といたしましては次のとおり統一することで確認をいたしました。

まず、「公表の時期は、5月と11月とし、方法は公告式とする。また、内容は資料の(1)～(4)に記載しているものとする」とこといたしました。また、大宮町では現在、住民向けに「わかりやすい予算書」というものを作成されておりますので、この大宮町の例などの住民向けの財政状況の広報については、「内容及び取扱いを新市において検討する。」こといたしました。

以上簡単ではありますが、協議第9号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは協議第9号につきまして御意見がありましたら、お願い致します。

濱岡会長

ございませんか。

濱岡会長

ないようでございますので、それでは「協議第9号財政事務の取扱い」については、確認していただけますでしょうか。

<異議なし>

濱岡会長

それでは、協議第9号については、確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。協議第10号、項目番号の19の11 国民健康保険の取扱い」についてを議題といたします。最初に、所管の住民・福祉・教育小委員会の委員長から、報告をお願い致します。

住民・福祉・教育小委員会 荒田寛康委員長

住民・福祉・教育小委員会委員長の荒田でございます。それでは、「協議第10号 国民健康保険の取扱い」についての小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、住民の皆さんの負担に直接関わる項目を含んでおり、非常に関心の高い項目の一つでございます。従いまして、本年3月11日の第13回小委員会

で提案されましたが、同日を含めて先週の5月21日まで3回にわたり各回慎重に審議を行い、協議の上確認されたものであります。項目が多数ございますので、概要の説明とさせていただきます。

この項目で一番議論になりましたのが、住民の方にとって最も身近であります番号11～9の「国民健康保険税」でございます。番号4の「税率」につきまして、「医療分」と「介護分」と分かれておりますが、各町それぞれの税率等を設定されており、新市におきましては、原則統一する必要があるわけではありますが、御覧のとおり現状に大きな開きがありますので、税額をどう設定するかに議論が集中したものであります。

住民の皆さんに直接関わることであり、合併により大きく負担が増えることは避けたいところであります。一方、国民健康保険会計の財政についても、将来を踏まえて健全性を保つよう適正に運営していくことが強く求められております。こうしたいろいろなご意見も踏まえまして様々な検討を行い、調整結果に記載しているとおり、「制度改正、保険給付の動向を見極め統一する。ただし、平成15年度については、各町の例による。また、医療分につきましては激変緩和措置として、丹後町は、平成19年度の統一課税に向けて段階的に引上げを行う」ことといたしたところでございます。

なお、番号10の保険給付の「出産育児金」と11の「葬祭費」であります。また、「出産育児給付金」については各町同額ですが、「葬祭費」については単価が異なっておりますので、「1人当たり3万円」に統一するといたしました。

次に、番号19以下の医療費助成に係る各種の制度については、合併協議の中で6町が抱える最も重要な課題であります「少子高齢化への対応」の視点や障害者・一人親等が安心して生活できる環境づくりの視点から検討を加えまして、住民の皆さんの負担等に極力配慮した形で調整結果を取りまとめたところであります。

以上簡単ではありますが、協議第10号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございます。ここで私の方から追加して御説明申し上げます。只今の荒田委員長の御報告にもございましたが、乳幼児医療制度につきましては現6町の制度を統一して新市に引き継ぐこととしております。その上で、昨年秋から本年3月にかけて各小委員会に建設計画への提案をお願いいたしました折に、少子化対策に重点投資をするべきとの委員の皆さんの強いご意見がございました。

こうした点を踏まえ6町長で協議させていただき、先週5月24日に開催いたしました新市建設計画策定小委員会におきまして、新市建設計画の目玉となります事業の一つとして、乳幼児医療助成制度を、現行は就学前としておりますが、高校卒業まで拡大することを提案させていただいたところでございますので、御報告させていただきます。今後、各町ごとにこの計画案をもとに住民説明会を開催し、御意見を賜りたいと考えており、同様に各小委員会にも計画案を回付させていただき、委員の皆様全員の御意見を再度お受けしたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

それでは、協議第10号につきまして、御意見がありましたら、お願い致します。

丹後町 佐々木正二郎委員

国保税についてですが、平成14年度の状況を基に6町の平均額を54,138円に試算したと聞いております。これを町別に適用いたしますと、多分、49,000円程度になるのではないかと私なりに試算してみました。これは、実際に引上げ幅が大幅に圧縮している姿ではないかと推測しております。試算しました国保税額は、基金から一定の

繰入を考えながら想定したものではないかと思いますが、毎年どの程度基金繰入を具体的にされる予定なのか、分かっている範囲で結構ですがお聞かせいただきたいと思います。また併せて、その国保税額の最も低い丹後町の水準に合わせた場合に4年程で基金を食い潰す、そんなことを新聞で見たような気がします、今の調整案でいきますと、一体何年くらい値上げせずにいけるのか、その見通しなどをお聞かせいただきたいと思います。以上です。

住民部会 松本部会長

住民部会の松本と申します。国保税を統一した場合、基金を毎年どれくらい食っていくのかということですが、先程言われました丹後6町の一人当たり平均54,138円の保険税ですが、その試算でやりますと、1年に1億6千万円程度取り崩していくという計算で7年半というペースで食っていくことになっていきますが、小委員会の中でも申し上げましたが、国保の健全な運営を図っていくためには、ある程度の基金というものは医療費の動向等に備えて必要なものであり、7年少しで取り崩していくことにはならないであろうということは申し上げておりますが、試算上では7年半ほどで、また丹後町の税額に合わせ基金を取り崩した場合は、3年と少しで基金が底をついてしまうという試算になっております。以上です。

濱岡会長

よろしいでしょうか。

丹後町 佐々木委員

とりあえず聞きましたので、了解したということではありませんが、この調整案でいきますと、住民の皆さんにはなかなか分かりにくいと言いますか、理解しにくいのではないかという気がいたします。これから一番大事なことは何かと言いますと、新市に移行した場合、国保税がこういう形で上がるんだというような理解をしていただく、しかも納得して保険税を納めていただく、こういったことが求められるんじゃないかと思います。従って、今我々は新聞でしか情報をキャッチできないわけですので、大事なことは、これから情報公開も含めて、どういう形で被保険者や住民の方たちに、この情報を提供する、理解していただく、こんな行為が大事ではないかと思います。全員に理解していただくために、きちっとした情報を提供していただくことをお願いしたいと思います。以上。

濱岡会長

仰せのことは最もなんですが、国保税の説明については、なかなか一般の方には難しいことと思っております。今後、それぞれの地域に住民説明会に回りますので、特に丹後町さんについては丁寧に、わりやすく理解を示していただけますように、中江町長宜しくお願いいいたします。

濱岡会長

他にございませんか。

濱岡会長

それでは「協議第10号 国民健康保険の取扱い」については確認していただけますでしょうか。よろしいですか。

< 異議なし >

濱岡会長

それでは協議第 10 号については、確認していただきました。ここで 10 分間休憩をさせていただきます。

(休 憩)

濱岡会長

それでは、再開させていただきます。次の議題に移ります。協議第 11 号 項目番号の 19 の 15 「保健衛生の取扱い」についてを議題といたします。所管の住民・福祉・教育小委員会の委員長から報告をお願い致します。

住民・福祉・教育小委員会 荒田寛康委員長

「協議第 11 号 保健衛生の取扱い」についての小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、昨年 6 月 11 日の第 3 回小委員会から、同年 7 月と本年 3 月の 3 回に分けて、協議の上確認されたものであります。

項目が多数ございますので、概要の説明とさせていただきます。

保健衛生については様々な事業がありますが、それぞれ内容と現在の効果等を十分検討した上で、今後とも必要であり各町とも同一内容で行っておりますものは、「現行のまま新市に継承する」としてあります。また、取扱いに差があったり、全部の町で実施されていないものについて、今後とも必要であると認められる事業については、「対象を全市に拡大し実施すること」や効果が上がるような方向で一元化し、新市で調整することとしてあります。

特に、番号 28 の成老人保健の「基本健康診査」につきましては各町とも実施されておりますが、対象者及び自己負担金の取扱いに差があります。これにつきましては、本年 5 月に健康増進法が新たに施行されまして、健康を保つということに国民が取り組むよう定めた画期的な法律であります。この法の趣旨が活かせるよう、対象者は 6 町全体では 20 歳以上と拡大し、自己負担金も徴収されている町がありますが、受診の機会を失しないよう、新市においては徴収しないとの調整結果を取りまとめたものでございます。

いずれの項目も住民の皆さんの健康管理という観点から重要な項目ばかりでありますので、新市におきましても住民の皆さんの日々の生活が健康で営めますよう、配慮された結果となっております。

以上簡単ではありますが、協議第 11 号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第 11 号につきまして御意見がありましたらお願い致します。

弥栄町 吉岡豊和委員

検診の項目ですが、ナンバーの 36 番の結核検診、この項目だけ自己負担のことが書いてありませんが、これはどのようになりますでしょうか。

保健福祉部会 岸田部会長

保健福祉部会の部会長の岸田と申します。只今の質問の件ですが、結核検診につきましては、現在既に各町とも無料ということで実施されておりまして、ここの項目につきましては自己負担金を取っておられる町があるということで、調整結果の中でそういう記載をしておりますが、結核検診につきましては、そういうことがありませんので、特に記載はしておりません。

濱岡会長

他にございませんか。

濱岡会長

それでは「協議第 11 号 保健衛生の取扱い」については、確認していただけますでしょうか。よろしいですか。

<異議なし>

濱岡会長

それでは、協議第 11 号については、確認していただきました。

濱岡会長

それでは次の議題に移らせていただきます。「協議第 12 号項目番号 19 の 16 各種社会福祉事業等の取扱い」を議題といたします。所管の住民・福祉・教育小委員会の委員長から、報告をお願い致します。

住民・福祉・教育小委員会 荒田寛康委員長

「協議第 12 号 各種社会福祉事業の取扱い」についての小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、昨年 7 月 11 日の第 4 回小委員会から先週 5 月 21 日の第 15 回小委員会まで 10 回に分けて協議の上、確認されたものであります。項目が多数ございますので、概要の説明とさせていただきます。

福祉事業につきましても、現在 6 町で非常に多くの事業を実施されておりまして、各回それぞれの事業についての現況と課題について説明を受け、質疑、意見交換を行い、確認したものでございます。

いずれの事業におきましても、ほとんどが各町で必要とされている事業を実施されておりますので、今後とも必要であり各町とも同一内容で行っておりますものは、「現行のまま新市に継承する」こととしております。また、取扱いに差があったり、全部の町で実施されていないものについて、今後とも必要であると認められる事業については、「対象を全市に拡大し実施すること」や、効果が上がるような方向で一元化し、新市で調整することとしております。

小委員会で意見の出ました項目につきましては、かい摘まんで簡単に説明させていただきたいと存じます。番号 25 の「在宅介護支援センター」について、6 町が 1 市になりますと、基幹型のセンターは、法令上 1 箇所となりますが、このことにどう対応するのかとの強い御意見がございました。専門部会からは、その他のものについても、現状の業務を引き継ぐこととしており、住民の皆さんの心配のないように考えているとの説明を受けております。

番号 111 の「町の戦没者追悼式」でございますが、参加者が減少傾向であることを踏まえ、当初の調整案は「新市移行後、廃止の方向で協議する。」としておりましたが、委員から「長い年月を経過しているので廃止とするのは如何なものか。追悼式の趣旨等を十分考慮し方法等を検討していく必要があるのではないか」といった意見を踏まえ、「開催の継続及び実効的な実施方法等を検討する。」と修正の上確認いたしました。

また、全般にわたり、一元化に調整の上、新市に移行するというものが多く、その具体的な調整案は示せないのかといった質問もございましたが、国や京都府の制度に準拠している制度や事業が大半でありまして、合併時までにはその動向を十分見極めていく必要がありますので御理解をいただいたところでございます。

以上簡単ではありますが、協議第 12 号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは協議第 12 号につきまして御意見がありましたら、お願い致します。

濱岡会長

ございませんか。

濱岡会長

それでは、「協議第 12 号 各種社会福祉事業等の取扱い」については、確認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

ありがとうございます。それでは、協議第 12 号については確認していただきました。

濱岡会長

それでは、次の議題に移らせていただきます。「協議第 13 号 項目番号 19 の 18 病院、診療所の取扱い」を議題といたします。所管の住民・福祉・教育小委員会の委員長から、報告をお願い致します。

住民・福祉・教育小委員会 荒田寛康委員長

「協議第 13 号 病院、診療所の取扱い」についての小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、先週 5 月 21 日の第 15 回小委員会で協議の上、確認されたものであります。

まず直営病院であります。6 町の中には現在、御存知のとおり弥栄病院と久美浜病院がございます。直営の診療所につきましては、大宮町、丹後町、弥栄町及び久美浜町の 4 町でございます。それぞれの病院、診療所につきましては、今後とも住民の皆さんに安心して医療を受けられる体制を確保するため、民間医療機関と役割分担をしながら協力体制を図り充実していくことにより、地域の医療体制を確立していくことが必要でありますので、現行のまま、新市に継承することといたしました。

しかしながら、両病院の運営につきましては、現在町の財政へ係る影響も大きいものがありますことから、経営の効率化を図るとともに経営状況の透明性を高めること

を主眼とした国の新たな動きであります地方独立行政法人制度の内容等を検討する中で考えていくことといたしました。また、それぞれの使用料、手数料につきましては、診療報酬に従って定めることなど、統一したものとすることとしております。

さらに、休日、夜間の救急体制につきましても、年々増加しております救急医療に対応するため、在宅当番医制度の継続と充実を図り、入院を必要とする重症患者の医療の確保の観点から、与謝医療圏との連携を図り第2次救急医療体制の確立を図ることといたしました。

以上簡単ではありますが、協議第13号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第13号につきまして御意見がありましたらお願い致します。

大宮町 石河武委員

一点、直営病院の取扱いについてお尋ねします。調整結果案として具体的に書いてありますが、地域医療体制を確立するという大儀はそのものずばりと思いますが、最後のただし書きの分で、「ただし、公立病院の経営の効率化を図るとともに、地方独立行政法人制度の内容の検討を進める」と表現してありますが、あまりにもアバウトになり過ぎています。マスコミの情報しか知らないわけですが、病院経営で公立病院は表はしっかりしているが、中に入ったら財政的には相当いかなというのが現実だろうと思います。久美浜と弥栄を直営とすると、そのうち破綻が表に出てくるだろう。人口密度を考えると、与謝の海病院が、内容は知りませんが見直されなければならないと考えていましたし、地方独立行政法人には何時するのか、先送り先送りされたのではより内容が厳しくなってくると考えますので、町長さん方には住民のために、新市のために制度化し実現してほしいと思います。

弥栄町 有田光亨町長

確かにご指摘のとおりですが、医師の確保が非常に難しい。弥栄も久美浜も医師の数が不足している。医師の人件費は少ないが、医師は確保していかなばならないし、そうすれば人件費が増えてくる。今の医師を一人二人減らすと病院自体が回らない。病院は非常に難しい。ご指摘のとおりですが、残念ながらそういかない。医師を減らすと救急も受け入れることができない。そうすればどこが受け入れるのか。丹後一円では非常に難しいということもご理解いただきたい。

病院・診療所部会 松梨部会長

独立行政法人の件ですが、国立病院では既に独立行政法人の法制化がされていて、その方向で調整がされていますが、今町長が申しましたが現状では厳しい問題がたくさんあり、また制度そのものの中味が確定していないので、制度がはっきりした段階で検討していきたいと考えています。

大宮町 石河武委員

医師が確保できないから大変だ大変だと先送りされたのでは、住民に全部はね返ってまいります。その辺のところも十分頭に入れておいていただきたい。医師の確保の難しさは情報で知っています。例えば丹後中央病院では、去年の暮れごろに医師の確

保が大変だということで、具体的には整形外科の先生が年度一杯で辞められるということで、その後任を探しているが、独立行政法人化を含めて大学の医学部が大変だということで、先生が確保できんがために、しばらく休診するということも表明しなければいけないかということを経理から聞いていたことがあります。4月の中旬に、ある患者さんから、後任の立派な医師がお見えになって、一日に診れないくらい患者さんが多いと聞きました。独立行政法人が具体的に決まっていないうことですが、一日も早く運営の骨子を、はっきりしたものを作っていただくことが必要で、2つの病院をそのまま活かされるなら、それぞれ運営努力をしていただいで、大きな負担が住民にはね返ってこないように、町長さん方にはそのことを頭に入れておいていただいで調整していただきたいと思ひます。

濱岡会長

ご指摘のとおりでございますので、十分検討していきたく思ひます。

丹後町 佐々木正二郎委員

今のところはしばらく直営病院で行くだろうが、将来は法人制度の内容を検討しながら経営の効率化を図るために考えてみようという調整結果が出ておりますが、平たく言って、法人化することは、病院で赤字が出ても直営でないのだから、作った法人が赤字解消のために努力する。また潰れても新市では知りませんよということが言えるのか。どういふふうで理解したらいいのか。久美浜病院や弥栄病院は財政的に赤字を抱えていると思ひますが、新しい機械を入れるため、かなりの投資をしないと病院経営が非常に危ぶまれるという時代であろうと思ひます。地域の皆さん方のニーズにこえるために、機械を導入しなければならないと思ひます。そういった負の部分で、独立採算制で受け皿があればいいが、ない場合どうするか教えていただきたい。

病院・診療所部会 松梨部会長

今現在、地方独立行政法人導入に関する研究会が設立され、その報告書が出てきており、地方独立行政法人制度の導入意義として、地方公共団体の事務及び事業の自立的・効率的な実施を促進するとあります。2番目に厳格な評価システム等の整備により効率性・透明性を向上、地方行財政改革を推進する、3番目に地方公共団体が機動的・戦略的に対応するためのツールを付与するとなっておりますが、課題もありまして、地方公共団体の制度上の相違に関する配慮をどうするか、地方独立行政法人化する事務事業の対象をどうするか、職員の身分の類型をどうするかといったことが協議されています。具体的は、16年4月には出てくると考えておりますので、その時点で詳しく調査したいと考えています。

丹後町 佐々木正二郎委員

赤字が出た場合、直営なら市が責任を持って赤字解消に努力するという責務もあると思ひますが、独立法人になると市は全く関係ないということが言えるのか。潰れるかどうかの時でノーと言えるのかということですが。

病院・福祉部会 松梨部会長

報告書の中に、法律で定める事項等、地方公共団体の長及び議会の意思決定に委ねる事項があつて、当然ながら必要な医療の部分については一般会計から補助があると考えるべきであります。ただし、経営の透明性という観点から、外部監査の必要性が

あるというか、任意の団体をつくらなければならないというような決め事をつくらなければならないだろうということが多分出てくると考えます。行政からの補助金も厳しく査定を受けることになると考えます。議会の意思決定の基に、独立行政法人に移行するという事で、赤字が出たら知らないということにはならないと考えます。

濱岡会長

誰が精査するかというと市しかありません。今後、検討ということでご理解いただきたいと思えます。大体のご理解はいただけましたか。いずれにいたしましても大変な問題でございますし、地方独立行政法人につきましても、まだまだ検討の段階なので、詳細は分からないわけなんです、赤字が出ている部分、法人に持っていく部分、それを誰が精査するかというと、やはり市よりないわけなんで、おそらくご心配のとおりになるかと思えますが、今後検討ということでご理解いただきたいと思えます。

濱岡会長

他にございませんか。

濱岡会長

よろしいですか。「協議第 13 号 病院、診療所の取扱い」については、確認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

ありがとうございます。それでは協議第 13 号については確認していただきました。

濱岡会長

それでは次の議題に移らせていただきます。「協議第 14 号 項目番号 19 の 24 建設・関係事業の取扱い」を議題といたします。最初に所管の建設・産業小委員会の委員長から報告をお願い致します。

建設・産業小委員会 田茂井委員長

建設・産業小委員会委員長の田茂井でございます。「協議第 14 号 建設関係事業の取扱い」についての小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、昨年 6 月 6 日の第 3 回小委員会から本年 3 月 11 日の第 13 回まで 7 回に分けて協議の上、確認されたものであります。項目が多数ございますので、概略の説明とさせていただきます。

まず、番号 20 の「道路の除雪」であります、6 町の体制は、町職員が主体で実施している町と業者委託が中心の中のほか、除雪路線にも現状に大きな相違があります。冬季においては、住民や通学生の交通確保という点からも大変関心の高い項目でありまして、委員の皆さんからもいろいろと御意見を頂き協議を行いました。

新市において現行の水準を低下させることなく統一した方式によることは、業者の体制の問題等もあり、合併と同時に行うことは困難でありますので、調整結果といたしましては「現行のまま、新市に継承する」といたしました。「なお、新市移行後に到来する体制については、現行の除雪路線を減少させることなく、均衡上必要がある場合は、追加することも検討し、調整する」としておりましたが、その結果、今後職員

を主体で行っていくことは、コスト等の問題もありますので、調整案に、「業者委託を基本として」という文言を付け加えて確認したものであります。

また、番号 23 の「各集落による河川の委託作業」であります。事業の継続は必要とした上で、現在、峰山町だけ地区に助成制度を設けられておりますが、6町全体での検討が必要なため、「峰山町の制度は一旦廃止し、地域の協力方法を含めた実施方法を調整する」ということで確認いたしました。

さらに番号 42～44 の「受益者分担金」であります。近隣市等の状況を参考に協議を行い、特に河川については災害との関係も充分考慮し、分担金を徴収しないこととするなど自治体の本務に基づく業務としての位置付けを明確にするとともに、受益に対する適正な負担を図ったところでございます。

その他、それぞれ記載のとおりであります。建設関係事業の適正な執行が図れるよう必要なものについては統一を行い、新規で新市として整備するものについては、現状を十分踏まえまして検討したものでございます。

以上簡単ではありますが、協議第 14 号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは協議第 14 号につきまして、御意見がありましたらお願い致します。

濱岡会長

よろしいですか。それでは「協議第 14 号 建設関係事業の取扱い」については、確認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

ありがとうございました。それでは協議第 14 号については確認していただきました。

濱岡会長

それでは、次の最後の協議項目に移らせていただきます。「協議第 15 号 項目番号 19 の 25 公営住宅の取扱い」を議題といたします。所管の建設・産業小委員会の委員長から報告をお願い致します。

建設・産業小委員会 田茂井委員長

「協議第 15 号 公営住宅の取扱い」についての小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、昨年 6 月 6 日の第 3 回小委員会、7 月の第 4 回小委員会及び先週 5 月 23 日の第 15 回小委員会でそれぞれ協議の上、確認されたものであります。

現在 6 町には、「公営住宅」として「一般公営住宅」、「特定公共賃貸住宅」、「定住促進住宅」、「府営住宅」の 4 種類がございます。「一般公営住宅」は各町にあり、6 町合計で 28 団地がございます。また中堅所得者等の居住の用に供する「特定公共賃貸住宅」は、網野町に 1 団地がございます。さらに若者の定住等を促進することを目的に設置された「定住促進住宅」が丹後町に 1 団地がございます。これらにつきましては、全て現状のまま新市に引き継ぐこととしております。なお、現状を踏まえまして、新市にお

いては、公営住宅の新たな再生プランを作成することとしております。

番号 10 の「入居者費用の負担」であります。各町取扱いが異なっておりますので、統一した内容に調整することとしており、適正な負担を頂く方向で取りまとめさせていただきます。

以上簡単ではありますが、協議第 15 号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは協議第 15 号につきまして、御意見がありましたらお願い致します。

濱岡会長

ないようでございますので、「協議第 15 号 公営住宅の取扱い」については確認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

ありがとうございました。それでは協議第 15 号については確認していただきました。

濱岡会長

以上で、本日の協議項目は全てでございますが、ここで吉岡副会長から報告事項がございますので、よろしく申し上げます。

吉岡副会長

失礼いたします。新聞報道等でもご存知の方もあろうかと思いますが、実は合併特例法の改正、特に 3 万人特例の改正の動きがございます。本協議会の合併の期日に関しましては、確認していただいておりますように、平成 16 年 3 月 1 日と確認していただいておりますが、この前提となっておりますのは、合併特例法で定める市になるための要件、いわゆる 3 万人特例が適用される期限でございます。6 町の場合におきましては、現行法の下では平成 16 年 3 月 31 日までに合併しなければ市になれないということになっております。このことを皆様にご説明いたしまして、昨年 11 月に合併の期日について確認していただいたところでございますが、ご存知のとおり合併特例法の改正によりまして、市になるための要件の緩和を 1 年延長しようとする動きがあります。

先般、総務省の片山大臣が、経済財政諮問会議に提出いたしました、市町村合併促進プランにも、この 1 年延長する合併特例法の改正法案を次期国会に提出することが盛り込まれまして具体的な動きが見えてまいりました。平成 16 年 3 月 1 日という合併の期日につきましては、現在の法律の下での期限であるため設定したわけでございますけれども、その後の合併業務の中で、この年度の 1 ヶ月間で新たな市に移行することによって、いろいろと住民の皆様のご不便が生じていることも事実であります。

例えば、消防団でありますけれども新入団員等の確保の関係で、3 月の 1 ヶ月間は旧の体制で存続となったほか、本日御審議になりました国民健康保険に関すること、職員の退職の問題など、そしてまたそれぞれの町の会計の決算等々を考えますと、いろいろな不都合が生じていることも事実でございます。全国的にも同様の事例によりまして、市制特例の緩和期間の延長要望があったことを伺っております。

私どもの協議にあわせ法案が成立いたしますように、先般5月の13日の日でありますけれど、濱岡会長と東京に参りまして、国、特に総務省関係、関係国会議員に要望させていただきました。その結果もありまして、改正法案が次期国会提出案から6月18日までと言われていたのですが、この国会期限を向かえる今国会中に提案する動きが出てまいりました。従いまして、この市制移行に関する3万人特例延長の法改正が成立いたしましたならば協議会の場に報告させていただき、平成16年3月1日の合併の期日につきましても、年度の初日となります平成16年4月1日に変更していただけるよう再度協議いただきたいというふうに考えておりますので、この点、切に宜しく願います。以上で、報告といたします。

濱岡会長

只今副会長から御報告をいたしましたとおり、法改正等の動きがございましたら協議会に報告させていただき、取扱いについて協議させていただきたいと考えておりますので、よろしく願います。

濱岡会長

それでは次の議題に移らせていただきます。まず、「第10回合併協議会の会議録について」事務局から説明願います

事務局

長時間ご苦勞様です。説明をさせていただきます。先月4月18日に開催させていただきました第10回合併協議会の会議録については、先に各委員に御照会させていただき、特に御意見がございませんでしたので、本日御確認していただきましたら公開することとさせていただきたいと考えております。以上であります。

濱岡会長

それでは「第10回合併協議会の会議録について」は、御確認していただけますでしょうか。

<異議なし>

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、次の項目について、事務局から説明願います。

事務局

それでは次の第12回の協議会の日程等につきまして、ご説明させていただきます。日時については、平成15年6月25日の水曜日、午後1時30分から、場所は久美浜町のJA京都丹後久美浜支店でお世話になりたいと存じます。なお、協議会につきましては、6月11日と17日の日に、それぞれ小委員会をお願いいたしますので、その場で確認をいただいたものにつきまして上程させていただきたいと存じておりますので、宜しく願います。以上です。

濱岡会長

それでは、次回第12回の協議会の日程等については、よろしく願います。

濱岡会長

端折って進めさせていただきましたが、全体を通じて何かあれば。

網野町 奥野重治委員

先程久美浜町の吉岡副会長から3万人特例についての報告があったわけですが、今国会が6月18日が最終日の予定という中で、今後の協議会のスケジュールを以前お聞きしましたところ、8月の盆後に議会提案との予定というふうにお聞かせ願ったわけですが、その辺の今後のスケジュールについて、再度お聞かせ願いたいのと、合併の是非についてというようなことの扱いについてもお尋ねをしておきたいと思います。

濱岡会長

本日まで、合併協議会で確認していただいた内容や小委員会にお示ししている内容をもとに、来月から各町は住民説明会を行う予定で、住民の皆さんに合併についてより詳しく説明申し上げ、ご意見を伺っていきたくと考えています。その上で、今後の協議が順調に進めば7月には合併協定書の協議をお願いしたいと考えています。協定書の協議が整えば7月中には合併協定の調印を出来ればと考えており、その時点で是非についても最終判断していただくことになると考えております。

網野町 奥野委員

調印が少し早くなるようにお聞きしたんですが、以前は盆後と聞いていましたが、盆前になる予定でしょうか。

濱岡会長

ちょっと微妙であります。本当は、せいぜい早い方がいいんですが。

網野町 奥野重治委員

4月1日というのは、3万人特例が国会で通った場合に、基本4項目の内の3月1日について1ヶ月延ばすという検討というか修正は、次の協議会の場所ということで理解しておいてよろしいですか。

濱岡会長

結構です。

濱岡会長

他にありませんか。

濱岡会長

それでは、長時間ご苦労様でした。本日用意させていただきました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、第12回峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会を終了いたします。ありがとうございました。

以上で終了